

危機管理情報

(狩猟解禁に伴う事故防止について)

例年、11月15日から翌年2月15日までの期間は狩猟期間となっています。

平成22年10月22日に平成22年度の狩猟事故及び違反防止会議が県、(社)千葉県猟友会共催で千葉市内で開催され、狩猟期間中の事故防止・違反对策等を徹底していくことが決定されています。

つきましては、森林作業の時期は狩猟期間と重なるため、森林内での保育作業等を行う方への危被害を未然に防止することが必要ですので、関係者へ次のことを周知されますよう依頼します。

記

1 注意事項について

作業箇所入口付近の草等を刈払い明るくしておくこと。

作業箇所には必ず、「森林内作業中、発砲禁止」等の看板を設置すること。

犬の鳴声や人の話し声がした場合、チェーンソーの音や、ラジオの音、呼子や掛け声等で人間の存在を知らせること。

作業者は明るい目立つ服装を着用する。

2 違法行為等の防止について

身の危険を感じることや、疑問点があった場合

県庁自然保護課043-223-2058

各県民センター、又は最寄の警察署に連絡をすること。

3 その他

ア 狩猟が禁止されている場所

鳥獣保護区

休猟区

公道

区域が明示された都市公園等

社寺境内、墓地

自然公園の特別保護地区、原生自然環境保全地域

イ 銃猟が禁止される区域

特定猟具使用禁止区域 銃器

住居が集合している地域

広場や駅などの多数の人が集まる場所

人・飼養動物・建物や電車・自動車・船舶などの乗り物などに弾丸が到達恐れのある方向での銃猟